

半田市子どもの学習・生活支援事業（長期休暇）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、半田市がこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）および生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき実施する半田市子どもの学習・生活支援事業（長期休暇）（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（事業目的）

第2条 本事業は、子どもと学校のつながりが希薄になる夏季休業等の長期休暇期間中に、子どもが学校以外で安心して過ごせる居場所を提供すると同時に学習習慣の定着や生活習慣の形成を図り、自ら継続して学習していけるように学習・生活の支援を実施することにより、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

（実施主体）

第3条 本事業の実施主体は半田市とする。ただし、半田市が事業を適切に実施できると認められる者（以下「受託者等」という。）と協定又は委託契約を締結し、現場の運営を依頼したり、事業の全部または一部を委託したりして実施することができるものとする。本事業の協定又は委託に関する受託者等との連絡調整等は、半田市子ども育成課（以下、「市」は「子ども育成課」を指すものとする。）で行う。

（事業内容）

第4条 本事業は、以下の各号の取組みを実施するものとする。

（1）学習支援

学校の勉強の復習や宿題の習慣づけ、学力向上を目的とした学習支援を行う。

（2）生活支援

子どもの適正な日常生活習慣の形成や社会性の育成を図ることを目的に、子どもが安心して通える、学習可能な居場所の提供や、相談支援を行う。また、他の利用者との協調性やコミュニケーション力を育むとともに、子どもが楽しく利用できるよう、必要に応じてレクリエーション等の活動を行う。

（3）その他の支援

半田市長が必要と認める事業を行う。

2 市及び受託者等は、子どもが相談しやすく、かつ子どもの安全確保が可能な人員の配置等により子どもとの信頼関係が築きやすい工夫を行う。

（対象）

第5条 本事業の対象者は、市内に住所を有する18歳以下の者とする。

(費用負担)

第6条 本事業の利用費用は、原則無料とする。ただし、事業を利用するために必要な文房具・交通費等は、自己負担とする。

(秘密の保持)

第7条 第3条ただし書の規定により本事業に係る個人情報を取り扱うこととなった受託者等は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。従事が終了した後においても同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。